

## 特別決議 (案)

# ふたたび白衣を戦場の血で汚 (けが) さない 「戦争法案」廃案のため、総力を挙げよう

第二次世界大戦後70年となる今年、日本国憲法のもと築き上げてきた平和主義が根底から覆されようとしています。安倍晋三政権が強行する「戦争法案」の本質は、国民の命と平和を守るためのものではなく、アメリカの求めに応じて自衛隊をいつでもどこにでも派遣し、武力行使をも可能にする体制を作ることであり、「アメリカの戦争に全面協力する」ことにあります。

憲法9条の制約によって、集団的自衛権の行使や海外での武力行使は違憲であるとして、歴代政府が70年間継承してきた平和主義を、憲法改正という正当な手続きを踏まず、国会議員自らが憲法尊重擁護義務違反を犯して、一内閣の解釈変更のみで強行転換しようとすることは、権力者のおごりであるとともに、主権者である国民をあざむく暴挙であり、断じて許すことはできません。また、圧倒的多数の憲法学者が「違憲」だとしていることに耳を貸さない国会議員が何度説明しても国民の理解が深まらないのは、この「戦争法案」自体が説明を繰り返すたびに憲法違反であることが明らかになるからです。安倍政権の暴走に対する国民の怒りの世論は、世代を問わず全国に広がり、廃案へむけた大きな力となっています。

私たち医療労働者は、ひとたび戦争が起きれば戦場に動員されることは避けられません。今でもほとんどすべての医療機関・医療従事者は、戦争協力義務を負っています。先の大戦では、少なくとも3万5千人を超える看護婦が戦場に駆り出され、多くの犠牲者を出しました。

山形県医労連は、その痛苦の体験から「ふたたび白衣を戦場の血で汚さない」を合言葉に、結成以来一貫して平和と医療をまもる課題を産別の最重要課題として、日本医労連に結集して運動に取り組んできました。なぜなら、いのちを守る医療・介護・福祉労働者の使命と人権を破壊し、人の命を奪い殺し合う戦争とは、根本的に矛盾するからです。

山形県医労連は、いかなる理由があろうとも戦争・武力行使を許さないことを誓うとともに、憲法9条で平和の国際貢献を実現することを求め、患者・県民とともに「戦争法案」廃案のために総力を挙げて奮闘することを決意します。

以上、決議します。

2015年8月29日

山形県医療労働組合連合会 第60回定期大会

1598